

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯及び認知症高齢者が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるようにするため、地域の中で行う高齢者に対する地域支え合いボランティア活動に要する経費に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「適正化規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内会又は自治会
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 任意のボランティア活動団体
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動の拠点が市内にあること。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと。
- (3) 補助対象者の規則、会則、定款等（以下「規則等」という。）において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）第2サービス事業の第4項第1号の規定による訪問型サービスBに該当する事業で、別表第1に掲げる生活支援活動を行うもの（別表第4において「生活支援」という。）若しくは指針第2サービス事業の第4項第1号の規定による訪問型サービスDに該当する事業で、別表第1に掲げる移動支援を行うもの（次項第8号及び別表第4において「移動支援」という。）又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち、指針第2サービス

事業の第4項第2号の規定による通所型サービスBに該当する事業（以下「通所型サービスB」という。）で、別表第1に掲げる居場所づくりを行うもの（別表第4において「居場所づくり」という。）とする。

2 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項に規定する基準を満たしていること。
- (2) 補助対象事業の実施に係る連絡責任者を選定すること。
- (3) 法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1に規定する質問項目に対する回答の結果について、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者のうち、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業に基づく支援を受ける者（以下「介護予防ケアマネジメント対象者」という。）又は市長が適当と認める者を、1月当たり1名以上支援するものとする。
- (4) 補助対象事業により支援を受ける者（以下「利用者」という。）の居住範囲が特定の町内会に限定されないよう努めること。
- (5) 補助対象事業の実施日が1週当たり1日以上とすること。
- (6) 補助対象事業に係る利用料金を徴収する場合は、規則等に規定すること。
- (7) 国、県、市又は山形市社会福祉協議会等の関係団体から、この要綱と目的等を同じくする補助等を受けていないこと。
- (8) 移動支援を実施する場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守するとともに、事故防止及び高齢者の支援に関する知識の習得に努めること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の立ち上げ及び運営に係る経費で、別表第2に掲げるものとする。

2 生活支援及び移動支援にあつては1補助対象者当たり山形市内において1つの補助対象事業に限り、居場所づくりにあつては1補助対象者当たり山形市内30地区（山形市自治推進委員に関する規則（昭和54年市規則第23号）別表第2に定める地区をいう。）の地区ごとに1つの補助対象事業に限り、その立ち上げ及び運営に要する経費を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち実際に支出した額（1,000円未満切捨て）とし、補助対象事業の立ち上げに係る補助金の額は別表第3に掲げる額を、補助対象事業の運営に係る補助金の額は補助対象事業ごとに別表第4に掲げる額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業を立ち上げ、及びその運営を開始した場合の補助金の額は、当該補助対象事業の立ち上げに係る補助金の額と、当該補助対象事業の運営に係る補助金の額を当該補助対象事業の実施月数の月割りにより計算した額（1,000円未満切捨て）を合算した額を限度とする。

（交付申請等）

第6条 補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象者の規則等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象者については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、適正化規則第7条第1項第1号の規定により補助対象事業の変更について承認を受けようとするときは、事業変更等承認申請書（別記様式第4号）により、同項第2号の規定により補助

対象事業の中止又は廃止について承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認するときは、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 適正化規則第9条第1項の規定による申請の取下げは、第7条の規定による交付決定の通知のあった日から起算して30日以内に補助金交付申請取下書（別記様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業等実績報告書の提出期限は、令和6年4月15日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の立ち上げに係る補助金のみの交付決定者は、第3号に掲げる書類を提出することを要しない。

- (1) 事業報告書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 利用者の名簿及び利用人数等記録
- (4) 役員及び事業従事者（担い手）の名簿
- (5) 補助対象事業の実施状況の写真、資料等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 第6条第2項ただし書に規定する交付決定者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税等仕入控除税額を当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 3 第6条第2項ただし書に規定する交付決定者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した交付決定者にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た額）を、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 適正化規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金額確定通知書（別記様式第9号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 適正化規則第16条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 令和5年度の途中で団体を解散したとき。
- (2) 補助金の交付後1年を経過する前に補助対象事業を行わなくなったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、適正化規則第16条及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取り消した日から起算して30日以内に、当該交付決定者に対し補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第14条 適正化規則第18条第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、この要綱による補助金の交付を受けて取得した備品等（取得価格5万円未満のものを除く。）とする。

（関係書類の整備）

第15条 適正化規則第19条に規定する書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（概算払）

第16条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の概算払に係る請求は、補助金概算払請求書（別記様式第10号）によるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種 類	内 容
生活支援	調理、居室等の掃除、買い物代行、雪かき、ごみ出し、草取り、配食、灯油入れ、家具の移動等
移動支援	<p>(1) 通院、買い物及び公的手続など、在宅生活を継続するために必要な行為を目的とする送迎前後の付添い</p> <p>(2) 住民主体の通いの場や通所型サービスB（以下「居場所」という。）への送迎（当該居場所の運営主体以外の運営主体が送迎を行う場合に限る。）</p>
居場所づくり	住民同士が定期的集まって交流することで、楽しく社会参加ができたり、見守りにつながったり、困ったときは助け合うなど、支え合いの関係を築くことを目的とする趣味活動、会食、お茶飲み、軽体操、レクリエーション、創作活動等

別表第2（第4条関係）

項 目	立ち上げ	運営
人件費	事業の立ち上げに係る人件費	事務局員（コーディネーター）に係る人件費及び担い手への活動手当
謝金	講師への謝礼等	講師への謝礼等
旅費	講師の交通費、活動旅費等	講師の交通費、活動旅費等
消耗品費	事業の立ち上げに必要な事務用品等の購入費等	事業の運営に必要な事務用品等の購入費等
印刷製本費	チラシ等の印刷及び製本費	チラシ等の印刷及び製本費
光熱水費	事業の立ち上げに伴う光熱水費	事業の運営に伴う光熱水費
燃料費	事業の立ち上げに必要な燃料費	事業の運営に必要な燃料費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会議室等の借上げ料等	会議室等の借上げ料等
備品購入費	事業の立ち上げに必要な備品の購入費等	事業の運営に必要な備品の購入費等
その他経費	上記のほか事業の立ち上げに必要であると市長が認めた経費	上記のほか事業の運営に必要であると市長が認めた経費

備考

この表における「燃料費」のうち、自動車のガソリン代については、別表第1 移動支援の項に規定する「(2) 居場所への送迎」を行う場合を対象とし、ガソリン代の額は1キロメートルにつき37円とする。

別表第3（第5条関係）

立ち上げに係る補助金の額

補助対象事業の実施日数 (1週当たり)	1日以上2日未満	10万円
	2日以上	20万円

別表第4（第5条関係）

運営に係る補助金の額

[生活支援]		対象者実利用者数（1月当たり）		
		2人未満	2人以上5人未満	5人以上
延べ利用者数 (1月当たり)	21人未満	10万円 ①	13万円 ②	19万円 ③
	21人以上41人未満	12万円 ④	18万円 ⑤	30万円 ⑥
	41人以上	14万円 ⑦	23万円 ⑧	40万円 ⑨
事業定着加算 (立ち上げの翌年度である場合)		5万円を限度として加算する。		

[移動支援]	10万円
事業定着加算 (立ち上げの翌年度である場合)	5万円を限度として加算する。

[居場所づくり]		対象者実利用者数（1月当たり）		
		2人未満	2人以上5人未満	5人以上
実施日数 (1月当たり)	4日以上8日未満	3万円 ①	6万円 ②	12万円 ③
	8日以上12日未満	6万円 ④	10万円 ⑤	18万円 ⑥
	12日以上	12万円 ⑦	18万円 ⑧	30万円 ⑨
事業定着加算 (立ち上げの翌年度である場合)		5万円を限度として加算する。		
送迎加算 (移動支援に係る補助金の交付決定者を除く。)		10万円を限度として加算する。		

備考

- この表における「対象者」とは、介護予防ケアマネジメント対象者をいう。
- この表における利用者数及び実施日数の算定については、算出した平均値の小数点以下第2位を四捨五入した値を用いる。

別記

様式第1号（第6条、第10条関係）

山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金

事業計画（報告）書

法人・団体名			
代表者氏名			
所在地			
担当者職氏名			
電話番号	—	E-mail	
FAX番号	—		

1	設立（事業開始）年月日		
2	補助事業の名称		
3	補助事業の目的		
4	補助事業の概要		
5	補助事業の実施場所		
6	補助事業の実施期間		
7	1月当たりの利用者等の見込み（実績）	利用者(延べ人数) ケアマネジメント対象者(実人数) 居場所づくりの実施日数 居場所づくりの送迎実施日数	人 人 日 日

様式第2号（第6条、第10条関係）

収支予算（決算）書

1 収 入

項 目	予算（決算）額	摘 要	
市補助金	立ち上げ補助	円	
	生活支援	円	区分※：
	移動支援	円	
	居場所づくり	円	区分※：
	事業定着加算	円	
	送迎加算	円	
利用料	円		
	円		
計	円		

※別表第4の①～⑨のいずれかを記入

2 支 出

項 目	予算（決算）額	摘 要
人件費	円	
謝金	円	
旅費	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
光熱水費	円	
燃料費	円	
役務費	円	
使用料及び賃借料	円	
備品購入費	円	
計	円	

第 号
年 月 日

様

山形市長

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第6条の規定により、下記のとおり条件を付けて交付すること（下記の理由により交付しないこと）を決定しましたので通知します。

記

1 補助事業の名称	
2 補助金額	
3 補助の条件	
4 不交付の理由	

（注）この決定に不服があるときは、交付決定の通知のあった日から起算して30日以内に補助金交付申請取下書（様式第7号）を山形市長に提出することができる。

様式第4号（第8条関係）

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金
事業変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和5年度山形市地域支え
合いボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、山形市補助
金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて
申請します。

記

1 補助事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

（1）交付申請書の添付書類のうち変更に係る書類

（2）その他必要な書類

様式第5号（第8条関係）

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

第 号
年 月 日

様

山形市長

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金
（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金に係る事業の（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称	
2 補助金額	
3 承認の内容	
4 承認の理由	

様式第7号（第9条関係）

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金交付申請取下書

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり不服があるので、山形市補助金等の適正化に関する規則第9条第1項の規定により、下記により申請を取り下げます。

記

1 補助事業の名称

2 補助金額

3 申請年月日

4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

年 月 日

（宛先）山形市長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号をもって額の確定の通知があった令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、同補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定による補助金の額の確定額 _____ 円
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額 _____ 円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額 _____ 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を差し引いた額） _____ 円
- 5 添付書類

3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注 補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出すること。

第 号
年 月 日

様

山形市長

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額	円
2 既交付額	円
3 交付確定額	円
4 返納額	円

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和5年度山形市地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

請求金額 金 _____ 円